



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月27日（金） 第9786号

目次

ページ

規 則

○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（障害政策課）	2
○群馬県と畜場法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	16
○群馬県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	16
○群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）	17
○群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（コンベンション推進課）	17
○群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	18
○群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	19

告 示

○群馬県保健医療計画の変更（医務課）	21
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示の一部改正（国保援護課）	21
○群馬県標準複合肥料の告示の廃止（技術支援課）	22
○道路の区域変更（道路管理課）	22
○道路の供用開始（同）	22
○同	23
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（同）	23
○群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示の一部改正（都市計画課）	23

公 告

○建設業法第29条の5第1項の規定による公告（建設企画課）	24
-------------------------------	----

教育長訓令

○群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程の一部を改正する訓令（総務課）	25
---------------------------------------	----

議 会 規 則

○群馬県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	25
---------------------------	----

正 誤

○令和2年2月28日付け公告（建築課）	26
○同	26







(2) (1)の居室の出入口又はその付近に、円滑に授乳及びおむつ替えができる設備を有する居室であることを示す標識を設けているか	
(3) 受付等の近傍に乳幼児椅子及び乳幼児ベッド(可動式のものを含む。)を設けているか	

「近接する部分」又は「近接する廊下等の部分」並びに「段はつまづきにくいもの」又は「段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものが設けられていない構造である」並びに「勾配1/12以下で高さ16cm以下の」又は「勾配1/12以下で高さ16cm以下の」並びに「(1) 車いす使用者用便房」又は「(1) 車椅子使用者用便房」並びに

(b) 車いすで利用しやすいうような十分な空間が確保されているか	
(c) 標識を掲示しているか	
(2) 床置き式の小便器等を設けているか(1以上)	

(b) 車椅子で利用しやすいうような十分な空間が確保されているか	
(2) (1)の便房が設けられている便所の付近に、当該便所があることを表示する標識を設けているか	
(a) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
(b) 内容が容易に識別できるものであるか	
(3) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	

「(c) つまづきにくいもの」又は「(c) 段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものが設けられていない構造である」並びに「勾配1/12以下で高さ16cm以下又は」又は「勾配1/12以下で高さ16cm以下又は」並びに

<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合</li> <li>高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合</li> <li>自動車庫庫に設ける場合</li> </ul>	
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合</li> <li>高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合</li> <li>自動車庫庫に設ける場合</li> </ul>	
---	--

「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」又は「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合」

<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合</li> <li>高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合</li> </ul>	
--	--

(2) 戸は車いす使用者」又は「(2) 戸は車椅子使用者」並びに	
(2) 区間5.0m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
(3) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

(2) 区間5.0m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
(3) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

(2) 勾配」又は「(2) 勾配」並びに	
1.2 昇降機	
(1) かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するかあるか	
(3) かごの奥行きは135cm以上であるか	
(4) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
(5) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすいう制御装置を設けているか	

12 エレベーター	(6) かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(7) 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(8) 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
	(a) 上記(1)から(7)を満たしているか	
	(b) かがの床面積は1.83㎡以上であるか	
	(c) かがは車いすが転回できる形状か	
	(9) 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合※1	
	(a) 上記(1)から(8)を満たしているか	
	(b) かが内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(c) かが内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
(d) かが内又は乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
(1) 籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか		
(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		
(3) 籠の奥行きは135cm以上であるか		
(4) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか		
(5) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(6) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		

や

(7) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
(8) 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
(a) 上記(1)から(7)を満たしているか	
(b) 籠の幅は、140cm以上であるか	
(c) 籠は車椅子が転回できる形状か	
(9) 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合※1	
(a) 上記(1)から(8)を満たしているか	
(b) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
(c) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
(d) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	

に

「使用形態の」S次「エレベーターその他の」や「第7号」や「第9号」

(b) かがの床面積は0.84㎡以上であるか	
(c) かがの床面積は十分であるか(車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)	

「

(b) 籠の幅は70cm以上であるか	
(c) 籠の奥行きは120cm以上であるか	
(d) 籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	

「

「車いす使用者用エスカレーター」や「車椅子使用者用エスカレーター」

や

に

(2) 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
(3) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
(4) 傾斜路	

や

(2) 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
(3) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
(4) 傾斜路	

よ 「(b) 勾配は1/1

2以下(高さ)や「(b) 勾配は1/12以下(高さ)」 「勾配1/20」や「勾配1/20」よ

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等	
---	--

や

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等	
---	--

よ

「車いす使用者用駐車施設を設けているか」(1)や「車椅子使用者用駐車施設を設けているか」(1)よ

(b) 表示をしているか	
(c) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	

や

(b) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
(c) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設があることを表示しているか	

る標識を設けているか

- ・ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか
- ・ 内容が容易に識別できるものか

16 客室	(1) 車いす使用者用客室を設けているか (1以上※1)	
-------	------------------------------	--

や

16 ホール又は旅館の客室	(1) 車椅子使用者用客室を設けているか (客室総数の1%以上※1)	
---------------	------------------------------------	--

よ

(b) 便所 (同じ階に共用便所がある場合は免除)	
・ 車いす使用者用便房を設けているか	

や

(b) 便所※2	
・ 車椅子使用者用便房を設けているか	

よ

「出入口の戸は車いす使用者」や「出入口の戸は車椅子使用者」よ 「(共用の浴室等がある場合は免除)」や「※3」よ 「車いす使用者用浴室等」や「車椅子使用者用浴室等」よ

(b) 車いすで利用しやすい十分な空間が確保されているか	
(c) 出入口	

や

(b) 車椅子で利用しやすい十分な空間が確保されているか	
------------------------------	--

よ

(c) 出入口

- ・ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

備考

- ※1は、高輪者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の適用を受ける場合は、200室以下2%以上、200室を超える場合は1%+2室以上の客室
- 「適否」の欄には、次により記載してください。
  - ・ 整備基準に適合している場合 → ○
  - ・ 整備基準に適合していない場合 → ×
  - ・ 整備基準が該当しない場合 → -

- ・ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

備考

- ※1は、1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数以上
- ※2は、以下の場合を除く。
  - ・ 同じ階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ※3は、以下の場合を除く。
  - ・ 不特定かつ多数の者が利用する浴室等（車椅子使用者用浴室等であるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合

備考 「適否」の欄には、次により記載してください。

- ・ 整備基準に適合している場合 → ○
- ・ 整備基準に適合していない場合 → ×
- ・ 整備基準が該当しない場合 → -

(b) 自動ドア又は車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか

(3) 車いす使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない）

(b) 自動ドア又は車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか

(3) 車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない）

「(b) つまずきにくいもの」や「(b) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造」

(b) 自動ドア又は車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか

(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路には車いす使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない）

(b) 自動ドア又は車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか

(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか（構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない）

(6) 照明設備を設けているか

(3) 両側に立ち上がり部を設けているか（側面が壁面の場合は、この限りでない）

(3) 勾配部分は、その接続する通路との色の明度差等によりその存在を容易に識別できるか

(4) 両側に立ち上がり部を設けているか（側面が壁面の場合は、この限りでない）

「(4) 移動等円滑化された経路を」や「(5) 移動等円滑化された経路を」は1/12以下（傾斜路）や「勾配は1/12以下（傾斜路）つまずきにくいもの」や「(6) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造」

(7) 両側に立ち上がり部を設けているか（側面が壁面の場合は、この限りでない）



	(7) 両側に立ち上がり部を設けているか(側面が壁面の場合は、この限りでない)	
	(8) 照明設備を設けているか	

「(a) かご」や「(a) 籠」<sup>ハ</sup>

(b) かごの内法幅は140cm以上であるか(かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)
(c) かごの内法奥行きは135cm以上であるか(かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)
(d) かご内に出入口を確認できる鏡があるか(かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)

「

(b) 籠の内法幅は140cm以上であるか(籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)
(c) 籠の内法奥行きは135cm以上であるか(籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)
(d) 籠内に出入口を確認できる鏡があるか(籠の出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設けているものに限る)は、この限りでない)

」

「により、かご外からかご内が」<sup>ハ</sup>「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」<sup>ハ</sup>「(f) かご内」

「(f) 籠内」<sup>ハ</sup>「(h) かご内」<sup>ハ</sup>「(i) かご内」<sup>ハ</sup>「(j) 籠内」<sup>ハ</sup>「(j) かご内及び乗降ローパーに車いす使用者が円滑に操作できる」<sup>ハ</sup>「(k) かご内」<sup>ハ</sup>「(k) 籠内及び乗降ローパーに車椅子使用者が円滑に操作できる」<sup>ハ</sup>「(k) 籠内」<sup>ハ</sup>「操作盤」<sup>ハ</sup>「位置に操作盤」<sup>ハ</sup>「かごの昇降方向を音声」<sup>ハ</sup>「籠の昇降方向を音声」<sup>ハ</sup>「(かご内」<sup>ハ</sup>「(籠内」<sup>ハ</sup>「面を車いす使用者」<sup>ハ</sup>「面を車椅子使用者」<sup>ハ</sup>

「

(i) 車止めを設けているか(複数のエスカレーターを隣接した位置に設けている場合は、1のみが適合していれば足りる)	
(j) エスカレーターへの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けているか	

」

「示す点字による案内板その他の」<sup>ハ</sup>「音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための」<sup>ハ</sup>「床置き式小機器その他これに類するもの」<sup>ハ</sup>「床置き式小機器、壁掛式小機器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小機器」<sup>ハ</sup>

(5) 1以上の便所(男女の区別がある場合はそれぞれ)内に車いす使用者等に配慮した構造を有する便房を設けているか、又は、1以上の便所を車いす使用者等に配慮した構造として設けているか	
(6) 1以上の便所内に車いす使用者等に配慮した構造を有する便房を設けている場合	
(a) 移動等円滑化された経路と便所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内)に車いすが開通できる場所を設けた上で120cm以上であるか	
(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(c) (a)の通路には車いす使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合)	

	路を併設している場合は、この限りでない)	
(d)	便所の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
(e)	便所の出入口には、車いす使用者の通過に支障となる段がないか(傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(f)	便所の出入口には、車いす使用者等に配慮した便房がある旨の表示があるか	
(g)	便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(h)	便所は、車いす使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか	
(i)	便房の出入口には、車いす使用者の通過に支障となる段がないか	
(j)	便房の出入口には、この便房が車いす使用者等が円滑に利用できる構造であることを表示しているか	
(k)	便房内に腰掛便座及び手すりを設けているか	
(l)	便房内に障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けているか	
(m)	便房の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
(n)	便房の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(o)	便房は、車いす使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか	
(7)	1以上の便所を車いす使用者等に配慮した構造としてしている場合	
(a)	移動等円滑化された経路と便所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内)ことに車いすが転回できる場所を設けた上で120cm以上)であ	

を

	るか	
(b)	(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(c)	(a)の通路には車いす使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合は、傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(d)	便所の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
(e)	便所の出入口には、車いす使用者の通過に支障となる段がないか(傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(f)	便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(5)	1以上の便所(男女の区別がある場合はそれぞれ)内に車椅子使用者等に配慮した構造を有する便房を設けているか、又は、1以上の便所を車椅子使用者等に配慮した構造としてしているか	
(6)	1以上の便所内に車椅子使用者等に配慮した構造を有する便房を設けている場合	
(a)	移動等円滑化された経路と便所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内)ことに車椅子が展開できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
(b)	(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(c)	(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合は、傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	

(d)	(a)の通路に照明設備を設けているか	
(e)	便所の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
(f)	便所の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(g)	便所の出入口には、車椅子使用者等に配慮した便房がある旨の表示があるか	
(h)	便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(i)	便所は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか	
(j)	便房の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか	
(k)	便房の出入口には、この便房が車椅子使用者等が円滑に利用できる構造であることを表示しているか	
(l)	便房内に腰掛便座及び手すりを設けているか	
(m)	便房内に障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けているか	
(n)	便房の出入口の有効幅は80cm以上であるか	
(o)	便房の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(p)	便房は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保しているか	
(7)	1以上の便所を車椅子使用者等に配慮した構造としてしている場合	/
(a)	移動等円滑化された経路と便所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内)で120cm以上)であるか	

ビ

るか	
(b)	(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか
(c)	(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)
(d)	便所の出入口の有効幅は80cm以上であるか
(e)	便所の出入口には、車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(傾斜路を併設している場合は、この限りでない)
(f)	便所の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか

「便所は車いす使用者等」や「便所は車椅子使用者等」<sup>1)</sup> 「便所が車いす使用者等」や「便所が車椅子使用者等」<sup>2)</sup> 「5,000人」や「3,000人」<sup>3)</sup> 「昇降機、便所、乗車券等販売所」や「傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備又は案内板その他の設備」<sup>4)</sup> 「昇降機、便所、乗車券等販売所」や「傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所又は休憩設備」<sup>5)</sup> 「付近に公共交通機関の施設及び昇降機、便所、乗車券販売所の配置を表示した点字案内板その他の」や「付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設及び傾斜路、昇降機、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所又は休憩設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための」<sup>6)</sup>

(a)	移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内)で120cm以上)であるか	
(b)	(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(c)	(a)の通路には車いす使用者の通過に支障とな	

	る段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) 乗車券等販売所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
	(e) (d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(f) (d)の出入口には車いす使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 乗車券等販売所内にカウンターを設けている場合は、そのうち1以上は車いす使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
	(2) 待合所を設けている場合(1以上が次に掲げる基準を満たす)	
	(a) 移動等円滑化された経路と待合所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(c) (a)の通路には車いす使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) 待合所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
	(e) (d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(f) (d)の出入口には車いす使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾	

を

	傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 待合所内にカウンターを設けている場合は、そのうち1以上は車いす使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
	(3) 案内所を設けている場合(1以上が次に掲げる基準を満たす)	
	(a) 移動等円滑化された経路と案内所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
	(b) (a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(c) (a)の通路には車いす使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(d) 案内所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
	(e) (d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(f) (d)の出入口には車いす使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 案内所内にカウンターを設けている場合は、そのうち1以上は車いす使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
	(a) 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに	

	車椅子が転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
(b)	(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(c)	(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(d)	乗車券等販売所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
(e)	(d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(f)	(d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(g)	乗車券等販売所内にカウンターを設けている場合は、そのうち1以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
(h)	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えているか(勤務する者を置かないものを除く)	
(i)	当該設備を保有する旨を表示しているか(勤務する者を置かないものを除く)	
(2)	待合所を設けている場合(1以上が次に掲げる基準を満たす)	
(a)	移動等円滑化された経路と待合所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
(b)	(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80	

	cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(c)	(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(d)	待合所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
(e)	(d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(f)	(d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(g)	待合所内にカウンターを設けている場合は、そのうち1以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
(3)	案内所を設けている場合(1以上が次に掲げる基準を満たす)	
(a)	移動等円滑化された経路と案内所との通路(1以上)の有効幅は140cm以上(構造上やむを得ない場合は50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設けた上で120cm以上)であるか	
(b)	(a)の通路に戸を設けている場合は、有効幅は90cm以上(構造上やむを得ない場合は80cm以上)であるか、また、自動ドア等により車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
(c)	(a)の通路には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
(d)	案内所の出入口(1以上)の有効幅は80cm以上であるか	
(e)	(d)の出入口に戸を設けている場合は、有効幅	

	は80cm以上であるか、また、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	
	(f) (d)の出入口には車椅子使用者の通過に支障となる段がないか(構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設している場合は、この限りでない)	
	(g) 案内所内にカウンターを設けている場合はそのうち1以上は車椅子使用者が円滑に利用できる構造であるか(常時勤務する者が容易にカウンター前で対応できる場合は、この限りでない)	
	(h) 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えているか(勤務する者を置かないものを除く)	
	(i) 当該設備を保有する旨を表示しているか(勤務する者を置かないものを除く)	

13 改札	(1) 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設けている場合は、そのうち1以上の有効幅が80cm以上であるか	
-------	--	--

13 改札	(1) 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設けている場合は、そのうち1以上の有効幅が80cm以上であるか	
	(2) 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しているか	

	「隙間・段差により車いす使用者」や「隙間・段差により車椅子使用者」並びに「横断勾配は、」や「横断勾配は、」並びに「	
	(6) ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止する為の設備を設けているか	
	(7) プラットホームの線路側以外の端部に転落防止のためのさくを設けているか(旅客が転落するおそれがない場合は、この限りでない)	
	(8) 列車の接近を文字等により警告する設備及び音	

	声により警告する設備を設けているか(技術上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでない)、ホームドア等を設けていない場合は適用しない	
	(9) 駅の適切な場所において列車に設けられる車いすスペースに通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しているか(この位置が一定しない場合は、この限りでない)	

	(6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く)の場合	
	(a) ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)を設けているか	
	(7) (6)のプラットホーム以外のプラットホームの場合	
	(a) ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けているか	
	(8) プラットホームの線路側以外の端部に転落防止のための柵を設けているか(旅客が転落するおそれがない場合は、この限りでない)	
	(9) 列車の接近を文字等により警告する設備及び音声により警告する設備を設けているか(技術上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでない)、ホームドア等を設けている場合は適用しない	
	(10) 照明設備を設けているか	
	(11) 駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しているか(この位置が一定しない場合は、この限りでない)	

「には、さく」や「には、柵」並びに「自動車に車いす使用者」や「自動車に車椅子使

「(3) 横断勾配」や「(3) 横断勾配」<sup>ニ</sup>「(4) 縦断勾配」や「(4) 縦断勾配」<sup>ニ</sup>「車いす使用者が静止」や「車椅子使用者が静止」<sup>ニ</sup>「(8) 排水溝を設けている場合は、溝ぶたは車いす」や「(8) 排水溝を設けている場合は、溝ぶたは車椅子」<sup>ニ</sup>「さく等」や「柵等」<sup>ニ</sup>

(b) 段差がないか、段差がある場合は5%以下(構造上やむを得ない場合は8%以下)の勾配ですりつけているか
(c) 路面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか

や

(b) 段差がないか、段差がある場合は5%以下(構造上やむを得ない場合は8%以下)の勾配ですりつけているか
(c) 路面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか

ニ

「(b) 縦断勾配」や「(b) 縦断勾配」<sup>ニ</sup>「縦断勾配」<sup>ニ</sup>「縦断勾配」<sup>ニ</sup>「勾配ですりつけているか」<sup>ニ</sup>「勾配ですりつけているか」<sup>ニ</sup>「(3) 排水溝を設けている場合は、溝ぶたは車いす」や「(3) 排水溝を設けている場合は、溝ぶたは車椅子」<sup>ニ</sup>「場合は、車いす使用者用便房」や「場合は、車椅子使用者用便房」<sup>ニ</sup>「車いす使用者が容易に開閉し」や「車椅子使用者が容易に開閉し」<sup>ニ</sup>「(e) 車いす使用者」や「(e) 車椅子使用者」<sup>ニ</sup>「床置き等」や「床置き、壁掛式その他これらに類する小機器」<sup>ニ</sup>

(1) 車いす使用者用駐車施設を設けているか
(a) 200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2以上の数を設けているか
(b) 幅は350cm以上であるか
(c) 「2園路」に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けているか
(d) 車いす使用者用駐車施設である旨表示しているか
(1) 車椅子使用者用駐車施設を設けているか

(a) 200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2以上の数を設けているか
(b) 幅は350cm以上であるか
(c) 「2園路」に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けているか
(d) 車椅子使用者用駐車施設である旨表示しているか

ニ

(1) 車いす使用者用駐車施設を設けているか
(a) 200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2以上の数を設けているか
(b) 幅は350cm以上であるか
(c) 出入口に近い位置に設けているか
(d) 車いす使用者用駐車施設である旨表示しているか

や

(1) 車椅子使用者用駐車施設を設けているか
(a) 200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2以上の数を設けているか
(b) 幅は350cm以上であるか
(c) 出入口に近い位置に設けているか
(d) 車椅子使用者用駐車施設である旨表示しているか

ニ

- 「(b) 車いす使用者」や「(b) 車椅子使用者」<sup>ニ</sup>おんる。
- 対照
- この規則は、公布の日から施行する。
  - この規則の施行の際現に工事中の生活関連施設の新築等については、改正後の別表第二の規定は適用せず、なお従前の例による。
  - この規則の施行の際現に改正前の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、当分の間、適宜補正して使用するものとなしめる。

群馬県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十二号

群馬県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

群馬県と畜場法施行細則(昭和三十七年群馬県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十二号二中  
「豚」 「豚」  
「ラ」 「熟」  
を に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十三号

群馬県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号及び第四号中「附近」を「付近」に改める。

第十三条第一号ハ(中)「付帯」を「付帯」に改める。

第十六条第一項第三号中「森林総合研究所」を「森林研究・整備機構」に改める。

第十七条第十号中「付帯」を「付帯」に改める。

第十八条第一号ロ中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同号中ソをツとし、ニからレまでをホからソまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第十八条第一号に次のように加える。

ネ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。

ナ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ラ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の

の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。  
第十八条第五号に次のように加える。

ト 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

チ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。  
リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第十八条第七号中「(平成四年法律第七十五号)」を削り、「もの」の下に「(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)」を加え、同号中ヲをワとし、ルをロとし、同号又中「(平成十六年法律第七十八号)」を削り、同号中ヌをルとし、リをヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。  
第十八条第十二号イ中「第二十二号の十一第一号」を「第六十三号第一項第一号」に改め、同条第十三号中「付帯」を「付帯」に改める。

第二十号第一号中「ロからハ」を「ロからリ」に改め、同条第三号に次のように加える。

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為(同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。)

へ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第二十条第四号中「付帯」を「付帯」に改める。

第二十五条第一号イ中「ワ及びタ」を「カ及びレ」に改め、同条第七号中「付帯」を「付帯」に改める。

第二十六条の二中「国及び」を「国又は」に改める。

第二十六条の三第一号イ中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

第二十六条の四第三項第二号中「附近」を「付近」に改め、同項に次の一号を加える。

四 国及び県以外の地方公共団体以外の者が、条例第二十条の三第三項の認定を受けようとする場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

第三十二条第二項から第五項までを削る。

第三十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

別記様式第二号、別記様式第七号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「翠」を「翠」に改める。

別記様式第十三号備考中「国又は県以外の地方公共団体以外」を「国及び県以外の地方公共団体以外」に、「附近」を「付近」に、「



「(3) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(様式任意)」  
 「(3) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(様式任意)」  
 (4) 申請者が国及び県以外の地方公共団体以外の者の場合は、自然環境保全条例施行規則第26条の3第1号イ及びロに該当しないことを説明した書類」  
 改める。

別記様式第十三号の二欄中「国又は県以外の地方公共団体以外」を「国及び県以外の地方公共団体以外の者」に、「附近」を「付近」に改める。  
 別記様式第十三号の三欄中「国又は県以外の地方公共団体以外」を「国及び県以外の地方公共団体以外の者」に、「附近」を「付近」に改める。  
 「(3) 緑地生態系維持回復事業の実施方法等を記載した緑地生態系維持回復事業実施計画書(様式任意)」  
 「(3) 緑地生態系維持回復事業の実施方法等を記載した緑地生態系維持回復事業実施計画書(様式任意)」  
 (4) 申請者が国及び県以外の地方公共団体以外の者の場合は、自然環境保全条例施行規則第26条の3第1号イ及びロに該当しないことを説明した書類」  
 改める。

別記様式第十三号の四備考中「国又は県以外の地方公共団体以外」を「国及び県以外の地方公共団体以外の者」に、「附近」を「付近」に改める。  
 別記様式第十八号を次のように改める。  
 別記様式第十八号 削除  
 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項第二号及び第四号、第十三条第一号ハ(中)、第十六条第一項第三号、第十七条第十号、第十八条第一号ロ、同条第十二号イ、同条第十三号、第二十条第四号、第二十五条第七号、第二十六条の二、第二十六条の三第一号イ並びに第二十六条の四第三項第二号の改正規定、同項に次の一号を加える改正規定並びに別記様式第二号、別記様式第七号、別記様式第十一号、別記様式第十二号、別記様式第十三号備考、別記様式第十三号の二備考、別記様式第十三号の三備考並びに別記様式第十三号の四備考の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十四号

群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第五号)の一部を次のように改正する。  
 第十九条第二項から第四項までを削る。  
 別記様式第十六号を次のように改める。  
 別記様式第十六号 削除  
 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十五号

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和元年群馬県規則第八号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一メインホール及び大会議室の項中

AV機器操作卓	一枚につき一日	六、〇〇〇円
バック幕		二、〇〇〇円

AV機器操作卓		六、〇〇〇円
---------	--	--------

AV機器操作卓	一枚につき一日	三、〇〇〇円
バック幕		二、〇〇〇円

AV機器操作卓		三、〇〇〇円
---------	--	--------

屋外展示場	音響設備	一式につき一日	六、〇〇〇円
-------	------	---------	--------

別表第一共通の項中

プロジェクトD	一一、〇〇〇円	を
プロジェクトD	一一、〇〇〇円	に、
プロジェクトE	五、〇〇〇円	を
ノートパソコン	七、〇〇〇円	を
移動式簡易音響設備	三、〇〇〇円	に、
ベルトパーティション	三五〇円	を
ベルトパーティション	三五〇円	に改める。
プラスチック柵	三〇〇円	

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十六号

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県屋外広告物条例施行規則(昭和四十四年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一の項中「(一)から(四)」を「(一)から(五)」に改め、同項(二)中「吾妻郡東吾妻町大字箱島字的場千六百六十二番一地区」を「吾妻郡東吾妻町大字植栗字上泉四百三十四番二地区」に改め、同項(三)中「吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村八百六十六番一地区」から同町大字松谷字新井百九十九番六地区を「吾妻郡東吾妻町大字植栗字鹿尻峰二千四百九十四番地先」から同町大字松谷字新井二百十八番一地区に改め、同項(七)及び(八)中「吾妻郡東吾妻町大字箱島地内」を「吾妻郡東吾妻町大字箱島字的場地内」に改め、同項中(四)を(五)とし、(九)から(十二)までを(十)から(十三)までと規定する区域内に、(一)から(三)から(五)の項の(一)から(四)まで及び(五)の項の(一)から(四)までを「主として一の項の(一)から(四)まで及び二の項の(一)から(四)まで」として一の項の(一)から(四)に、「(一)から(四)」を「(一)及び二の項の(一)から(四)」に、「(一)の項の(一)から(四)」を「(一)の項の(一)から(四)」に、「(二)の項の(一)から(四)」を「(二)の項の(一)から(四)」に、「(三)の項の(一)から(四)」を「(三)の項の(一)から(四)」に、「(四)の項の(一)から(四)」を「(四)の項の(一)から(四)」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項(一)中「四の項」を「五の項」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次の一項を加える。

内」に改め、同項中(四)を(五)とし、(九)から(十二)までを(十)から(十三)までとし、同項(六)の次に次のように加える。

- (九) 吾妻郡東吾妻町大字箱島字千沢吹上地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連絡路のそれぞれを中心線から両側百メートル以内の区域
- (十) 県道渋川東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字箱島字千沢吹上地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十一) 県道新巻市城線のうち吾妻郡東吾妻町大字新巻地内の一般国道三百五十三号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十二) 吾妻郡東吾妻町大字植栗地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連絡路のそれぞれを中心線から両側百メートル以内の区域
- (十三) 県道東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字植栗地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十四) 県道植栗伊勢線のうち吾妻郡東吾妻町大字植栗地内の一般国道三百五十三号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十五) 吾妻郡東吾妻町大字川戸地内の一般国道百四十五号と県道高崎東吾妻線との連絡路のそれぞれを中心線から両側百メートル以内の区域
- (十六) 県道高崎東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字川戸地内の一般国道百四十五号との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

- (一) 限る。) 県道金井小幡線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚吉原線との交点から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
  - (二) 県道金井小幡線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚線との交点から南側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
  - (三) 県道金井小幡線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚吉原線との交点から同町大字天引字鈴宮地内の町道口明塚線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
  - (四) 町道口明塚吉原線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字口明塚地内の県道金井小幡線との交点から東側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
  - (五) 町道口明塚線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字口明塚地内の県道金井小幡線との交点から東側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
  - (六) 町道鈴宮三号線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮地内の県道金井小幡線との交点から同町大字天引字鈴宮地内の町道西谷狐崎線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
  - (七) 町道西谷狐崎線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字狐崎地内の町道鈴宮三号線との交点から同町大字天引字西谷地内の町道下原西谷線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
  - (八) 町道下原西谷線のうち甘楽郡甘楽町大字白倉字下原地内の町道下原西谷線との交点から同町大字天引字鈴宮地内の県道金井小幡線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
  - (九) 町道下原西谷線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字向原地内の町道下原西谷線との交点から同町大字天引字西谷二千五百十二番三地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
  - (十) 関越自動車道上越線のうち甘楽郡甘楽町大字天引字向原地内の町道下原西谷線との交点から同町大字天引字向原二千六百二十五番七地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域(高速自動車国道の区域を除く。)
- 備考 一の項の(一)から(十)までの項の(一)から(十)までは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項又は高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定により縦覧に供された図面(当該図面に変更があったときは、その変更後のもの)に記載された道路又は連絡路の予定地とする。

別表第七の二の項の表中

十メートル以上	五メートル以上	十メートル以上。ただし、交差点等の外縁から十メートル以上とする。	五メートル以上。ただし、交差点等の外縁から五メートル以上とする。
---------	---------	----------------------------------	----------------------------------

「十メートル以上」を「五メートル以上」に改める。

別記様式第十六号中「・広母板・簷上・壁面」を「・広母板・簷内誘導・広母塔・屋上・壁面」に改める。

別記様式第十七号中「平成」を削ぎ、「2」記載欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

「記載欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。点検責任者は、実際に管理している者の氏名を記入すること。「屋外広母塔」及び「1級建築士」又は「特殊電気工事資格者認定証(ネオン工事に係るものに限る。）」の交付を受けた者」であることを改める。

附則 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十七号

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

- 第十三条第一項第一号中「第十六条第三項各号」を「第十六条第三項第一号」に、「特定建築設備等(以下「特定建築設備等」という。）」を「昇降機」に、「次号」を「第三号」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 政令第十六条第三項第二号に規定する防火設備 毎年六月一日から十一月三十

日まで  
第十三条第二項中「となる特定建築設備等」の下に「(以下「特定建築設備等」という。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。
- 2 建築基準法施行令(昭和二十五年政令三百三十八号)第十六条第三項第二号に規定する防火設備に係る改正前の第十三条第一項第一号の規定による報告の時期が令和二年四月又は五月の初日から末日までである者が当該時期に当該報告をした場合においては、その次の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項の規定により定める報告の時期は、改正後の第十三条第一項第二号の規定にかかわらず、令和三年六月一日から同年十一月三十日までとする。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第92号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定により、群馬県保健医療計画（平成30年群馬県告示第96号）を次のとおり変更し、令和2年4月1日から施行する。

なお、変更後の群馬県保健医療計画の詳細は、群馬県健康福祉部医務課及び各保健福祉事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県保健医療計画について（概要）

## 1 計画変更の趣旨

医療法の一部改正により、同法第30条の4に基づく医療計画の一部として、医師の確保に関する事項を変更し、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定めることとされたことから、群馬県保健医療計画に追加する。

## 2 変更後の計画の内容

## 第1編 医療連携体制の構築等

第1章 計画に関する基本的な考え方

第2章 群馬県の現状

第3章 保健医療圏と基準病床数

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

第5章 地域医療構想

第6章 保健・医療・福祉の提供体制の充実

第7章 保健医療従事者等（医師を除く。）の確保

第8章 計画の推進・評価

## 第2編 医師の確保等

第1章 基本的な考え方

第2章 医師数等の現状

第3章 医師の確保

第4章 外来医療に係る医療提供体制の確保

第5章 推進・評価

## ◎群馬県告示第93号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示（平成30年群馬県告示第97号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

表第9条第3項の項中「0.9」を「0.75」に改め、表第9条第5項の項中「0.9754353185416」を「0.9823313623459」に改め、表第9条第8項の項中「1.064458271757

2」を「1. 0550581638292」に改め、表第10条第3項の項中「0. 9698012352532」を「0. 9756036730529」に改め、表第10条第6項の項中「0. 9999999987256」を「0. 9999999986705」に改め、表第11条第3項の項中「1. 0133122152112」を「1. 0158654336865」に改め、表第11条第6項の項中「0. 9999999964414」を「0. 9999999968386」に改める。

◎群馬県告示第94号

群馬県標準複合肥料（昭和35年群馬県告示第91号）は、廃止する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	354号	太田市粕川町326番の1地先から同市同326番の2地先まで	前	25.4～30.7	22.2
			後	25.4～30.7	22.2

◎群馬県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	292号	吾妻郡長野原町大字大津字八久保1210番の365地先から同郡同町大字同字草津国有林166林班地内まで	令和2年3月27日

◎群馬県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	254号	富岡市田島字岩崎前231番の1地先から同市同字同196番の1地先まで	令和2年3月30日 午前9時

◎群馬県告示第98号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	前橋大間々桐生線	桐生市堤町三丁目2628番の1地先から同市宮前町一丁目1984番の12地先までの上下線

◎群馬県告示第99号

群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示（昭和39年群馬県告示第598号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山本 一 太

2（4）中「国道17号線」を「国道17号」に改め、2（5）中「国道292号線」を「国道292号」に改め、2（8）中「国道120号線」を「国道120号」に改め、2（9）中「国道18号線」を「国道18号」に改める。

4（3）中「及び下仁田町」の次に「並びに甘楽町景観誘導地域」を加える。

## ■ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和2年3月19日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
株式会社グリーンライフ・サービス	群馬県利根郡みなかみ町月夜野3 279-14	代表取締役 鈴木元良	群馬県知事許可(般-26)第16009号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業許可の取消処分
  - (1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可(般-26)第16009号
  - (2) 取消処分の対象となる建設業 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業
- 4 処分の原因となった事実 被処分者の取締役は、役員在任中の平成27年3月17日に前橋簡易裁判所から刑法(明治40年法律第45号)第204条の規定により罰金30万円の略式命令を受け、同年4月1日にその刑が確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



■ 教育長訓令

群馬県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局  
教育機関

群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

■ 群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程の一部を改正する訓令

群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程(昭和四十一年群馬県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号注を次のように改める。

■ 盗用したときは、盗用した記章を没収すること。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

■ 議会規則

群馬県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県議会議長 狩野 浩志

■ 群馬県議会規則第一号

■ 群馬県議会会議規則の一部を改正する規則

群馬県議会会議規則(昭和三十一年群馬県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十二条(禁煙)」を「第百十二条 削除」に改める。

第二条中「出産」の下に「、家族の弔事、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助」を加える。

第百十二条を次のように改める。

第百十二条 削除

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

■ 正 誤

○公告正誤

令和2年2月28日付け公告(令和2年二級建築士試験の実施)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9778号	8	33	令和2年3月25日(水)から同月31日(火)まで	令和2年3月25日(水)から同年4月13日(月)まで
	9	2~8	(2) 持参による受験申込み ア 受験申込受付の期間及び時間 (ア) 期間 令和2年4月9日(木)から同月13日(月)まで (イ) 時間 午前10時から午後5時まで イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 2階第2研修室 前橋市元総社町2-5-3 ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に、原則として、申込者本人が当該申込書を直接提出したものであるものについて行う。	削除
	9	9	(3) インターネットによる受験申込み	(2) インターネットによる受験申込み

○公告正誤

令和2年2月28日付け公告(令和2年木造建築士試験の実施)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9778号	10	11	令和2年3月25日(水)から同月31日(火)まで	令和2年3月25日(水)から同年4月13日(月)まで
	10	17~23	(2) 持参による受験申込み ア 受験申込受付の期間及び時間 (ア) 期間 令和2年4月9日(木)から同月13日(月)まで (イ) 時間 午前10時から午後5時まで イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 2階第2研修室 前橋市元総社町2-5-3 ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に、原則として、申込者本人が当該申込書を直接提出したものであるものについて行う。	削除
	10	24	(3) インターネットによる受験申込	(2) インターネットによる受験申込

			み		み
--	--	--	---	--	---

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111